

### 1 法律、文献の略語

国保法：国民健康保険法、地税法：地方税法、地自法：地方自治法、徴収法：国税徴収法、徴収法基本通達：国税徴収法基本通達、通則法：国税通則法、通則法基本通達：国税通則法基本通達、行審法：行政不服審査法、行訴法：行政事件訴訟法、判タ：判例タイムズ、赤い本：「その差押え違法です！」（楠晋一・勝俣彰仁・川本善孝著、2014 日本機関紙出版センター）

### 2 滞納処分（国税徴収法 47 条以下、国保法 79 条の 2・地自法 231 条の 3 第 3 項・地税法 728 条 7 項他）とは？

市役所と市民との関係では、市民が市役所に支払い義務があるものでも、公債権（税金、国保料、介護保険料、保育料等）と呼ばれるものと私債権（公営住宅家賃等）と呼ばれるものの 2 つに分けられます。

滞納処分とは、強制徴収公債権について滞納が生じた場合に、役所が滞納税金等を回収するために行う一連の手続をいいます。

法律上、滞納した場合は、滞納処分を義務的に行わなくてはなりません（徴収法 47 条 1 項、地税法 728 条 1 項他）。

私債権は、民間同士の争いと同様に、役所が裁判で訴えるなどしてからでないと強制執行できません。また、私債権は役所といえど自力では執行できないので、裁判所の執行官に執行してもらう必要があります。

### 3 滞納処分の手続き（赤い本 26 頁も参照）

法律で決められている滞納処分の流れを簡単に書くと以下のとおりです。ただ、実際には、内部マニュアル等で財産調査をする前に、何度か手紙や電話や滞納者の自宅を訪問して滞納者に催告して、それを無視する人に対して財産調査をすることになっている自治体が一般的です。

債権の発生

↓

納付期限を過ぎる（この時点で滞納、ここから先が滞納処分）

↓

納付期限から 20 日以内に滞納者に督促状送付（督促 地税法 726 条 1 項本文）。

↓

滞納者の財産に差し押さえるできる財産がないか調べる（財産調査 徴収法 141 条）。

↓

督促状発送日から数えて 10 日以内に納付できない場合は、滞納者の財産を差押え（差押え 地税

法 728 条 1 項 1 号)。差押書や差押調書を交付して差押えの通知（徴収法 68 条、同 54 条）。<sup>1</sup>

↓

差押え財産が現金なら差し押えた時点で手続終了。

差押え財産が銀行預金のような「債権」の場合は、役所が銀行からお金を取り立てて回収（徴収法 67 条 1 項）。

差押え財産が不動産（土地や建物）、動産の場合は、売ってお金に換えて（換価）して回収。換価は公売が原則（徴収法 94 条）。

↓

回収完了

#### 4 財産調査（金融機関の調査は徴収法 141 条 3 号または 4 号）

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、滞納者や、滞納者の財産の占有者、滞納者の債権者・債務者、財産取得者、滞納者が出資している法人に質問や検査ができます。これを財産調査といいます。

財産調査は、本来帳簿等の調査も含む概念ですが、滞納処分の時には金融機関や保険会社等にある滞納者の財産の実態を調査する点に主眼があります。滞納者のものと評価できる各種の預金債権の有無、差し入れ担保の有無（不動産の有無が分かります。）、株式等の保護預かりの有無、生命保険の有無、貸金の有無等を調査します。とりわけ預金調査では、銀行から過去の取引履歴も開示させることで、別の財産を調査するヒントを得ます。そのため、役所は預金調査を重視する傾向があります。

##### (1) 「滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるとき」とは

滞納処分のため、滞納者の財産の有無、所在、種類、数量、価額、利用状況、第三者の権利の有無等（以下徴収法 141 条関係において「財産の状況等」という。）を明らかにするため調査する必要があるときをいいます（徴収法基本通達 141-1）。

質問の内容及び検査の方法等は、財産の状況等を明らかにするために必要であると認められる範囲内に限られ（徴収法基本通達 141-1）、徴収職員は、いわゆる普遍的・一般的な調査はすべきでないと考えられています。

##### (2) 「相当の理由がある」（徴収法 141 条 2 号、3 号）とは

滞納者等の陳述、帳簿書類の調査、伝聞調査等により、滞納者の財産を占有し、又は滞納者と債権債務の関係を有し、若しくは滞納者から財産を取得したと認められる場合等をいいます（徴収法基本

---

<sup>1</sup> 既に、滞納者の財産が他の税金等の滞納によって差し押さえられている場合は、参加差押え → 財産の交付要求をして、配当を受け徴収（地税法 728 条 5 項）。

通達 141-3)。

### (3) 「滞納者が株主又は出資者である法人」とは

滞納者が株主である株式会社又は滞納者が出資者である持分会社、各種協同組合、信用金庫、人格のない社団等をいいます(徴収法基本通達 141-4)。

## 5 差押えのルール

役所も好き勝手に差押えできるわけではなく、ルールに従って行う必要があります。

### (1) 差押えの対象財産についてのルール

- ・ 差し押さえる財産は滞納者の財産
- ・ 差押禁止財産を差し押さえることはできない。

### (2) 滞納者の財産といえるか

滞納者の財産といえるかどうかは一般的にはその外観で判断します。つまり、大まかにいえば、動産なら滞納者が所持しているかどうか(民法 186 条 1 項参照)、不動産や自動車は登記や登録名義が滞納者かどうかで判断します。ただし、外観上は滞納者以外の人のものだとしても帳簿などから滞納者の財産であることが分かれば、差押えできます。

また、預金の場合は、名義だけではなく、預金の種類、誰がお金を出したか、誰がお金を入れる手続きをしたか、通帳や銀行印を誰が保管していたか等の諸要素を総合的に勘案して、誰が自己の預金とする意思を有していたかという観点から判断します(徴収法基本通則 62-17(1))。滞納者の預金と判断できれば、名義にかかわらず差し押さえることができます(同(2))。

### (3) 差押禁止財産といえるか(徴収法 75 条から 78 条)

滞納者の財産のうち特定の物は、主として滞納者保護の観点から差押禁止財産とされています。

#### ア 絶対的差押禁止財産(徴収法 75 条 1 項)

主に生活必需品や、商売に欠かせない物などが入っています。なお、「商品」は換価を目的としますので、たとえ業務上欠くことのできないものであっても、絶対的差押禁止財産からは除外されています(徴収法 75 条 1 項 5 号、徴収法基本通則 75-13)。

民事執行は 2 か月分の最低生活費(66 万円)が差押禁止財産とされています(民執法 131 条 3 号、民執令 1 条)が、滞納処分では現金は差押禁止財産とはされていません。

条文上明確でない規定の具体例などは徴収法基本通達の 75 条関連のところに書かれています。

#### イ 条件付差押禁止財産(徴収法 78 条)

絶対的差押禁止財産に当たるとまでは言えませんが、一定の財産については滞納者が差押えをしないよう求めることができます。

(7) 対象となる財産（ただし徴収法 75 条 1 項 3 号から 5 号まで（農業等に欠くことができない財産）に掲げる財産は除きます。）

- ・ 農業に必要な機械、器具、家畜類、飼料、種子その他の農産物、肥料、農地及び採草放牧地（1 号）
- ・ 漁業に必要な漁網その他の漁具、えさ、稚魚その他の水産物及び漁船（2 号）
- ・ 職業又は事業（前二号に規定する事業を除く。）の継続に必要な機械、器具その他の備品及び原材料その他たな卸をすべき資産（3 号）

(イ) 差押えをしないよう求められる要件

- ・ 滞納者が、別に滞納額の全額を徴収することができる財産を直ちに差押えできる状態で提供した
- ・ 財産の現金化が困難でないこと
- ・ 財産が第三者の権利の目的となっていないこと

(ウ) 「職業又は事業の継続に必要な機械、器具その他の備品」とは

現に職業又は事業に従事している者が、その機械等を差し押さえられることにより、現在程度の職業又は事業の継続維持に支障があると認められる程度に職業又は事業に関係を有する機械等を行います（徴収法基本通達 78-8）。

(エ) 「原材料その他たな卸をすべき資産」とは

原材料、商品、製品、半製品、仕掛品、副産物、建築用又は修理用資材（例えば、セメント、鉄くず、木材、レール、まくら木、電線、電柱、機械部品等）、消耗品（例えば、油、くぎ、包装材料その他事務用品等）、その他の貯蔵品等、会計処理上棚卸しをして現在量を確認するものをいいます（徴収法基本通達 78-9）。

## ウ 給料等の差押禁止（徴収法 76 条）

(7) 民事執行の場合

給料はその 4 分の 3 の部分、もしくは、33 万円のいずれか低い金額を超えて差押えすることはできません（民執法 152 条 1 項、民執令 2 条 1 項 1 号）。また、広範な差押えが行われた場合は、差押え範囲の変更を求める訴え（民執法 153）が起こせます。

(イ) 滞納処分の場合

民事執行よりもっと厳しいレベルまで差押えが認められています。また、差押え範囲の変更を求める訴えもありません。

これは滞納処分での滞納者保護が、差押禁止財産だけでなく滞納処分の停止（役所が職権で積極的に発動する）の二段構えで図られていることにも基づくとされています。

滞納処分によって給料等を差し押さえる場合の差押え禁止額は、徴収法 76 条 1 項、徴収法施行令 34 条により以下のように定められています。

差押え禁止額＝A（給料から天引きされる所得税・住民税・社会保険料）＋B（最低生活費相当額（現在は10万＋4.5万×世帯主を除いた家族人数））＋生活費の加算額（（総支給額－A－B）の2割）

なお、差押えの対象となる給料等には、役員報酬、超過勤務手当、扶養家族手当、宿日直手当、通勤手当等が含まれます（徴収法基本通達76-1）。

差押えの範囲の変更を求める手続きはないが、差押えにより生活の維持を困難にするおそれがある金額については、職権で差押猶予や、差押えの解除が可能（徴収法基本通達76-11）。

#### (ウ) 賞与

その月に支払われる給料等とみなして、給料と同じ計算で差押禁止額が決まります。ただし、給料と賞与が同じ月に支給されるとしても最低生活費相当額は1回しかカウントしません（同条3項、徴収法基本通則76-13）。

#### (エ) 退職金

差押禁止額は同条4項・徴収法施行令34条により以下のように定められています。

差押え禁止額＝A（給料から天引きされる所得税・住民税・社会保険料）＋B（10万＋4.5万×世帯主を除いた家族人数×3））＋C（B×2割×（退職金支給の基礎になった年数－5））

### エ 社会保険制度に基づく給付の差押え禁止（徴収法77条）

#### (ア) 民事執行の場合

年金・恩給、休業手当金を差し押さえることはできません（国民年金法24条本文、厚生年金保険法41条本文、恩給法11条3項本文、国家公務員共済組合法49条本文等）。

#### (イ) 滞納処分の場合

年金・恩給等を給料とみなして、給料と同じ金額だけ差押えが認められています（国民年金法24条但書、厚生年金保険法41条但書、恩給法11条3項但書、国家公務員共済組合法49条但書等）。

また、退職一時金、一時恩給などは退職手当等とみなして上の退職金の計算式を適用します（徴収法77条後段）。

### オ 特別法によって差押えが禁止されている主なもの

徴収法に規定されている以外にも、以下に支給されるお金は、それぞれの法律に差押えをしてはいけないと定められています。

#### ① 公的な保護・援護等として支給された金品

例：高額療養費、傷病手当などの健康保険の保険給付（国保法67、健康保険法61）、生活保護金品（生活保護法58）、障害者自立支援給付（障害者総合支援法13）、児童福祉法に基づいて支給された金品（同法57条の5）、児童手当（児童手当法15）、児童扶養手当（児童扶養手当法24）、特別児童扶養手当（特別児童扶養手当支給法16・児童扶養手当法24）、養育医

療費（母子保健法 24）、後期高齢者医療給付（高齢者の医療の確保に関する法律 62）、雇用保険給付（雇用保険法 11）、介護保険給付（介護保険法 25）

## ② 職務上の災害補償等を受ける権利

例：災害補償を受ける権利（労基法 83 条 2 項）、労災補償を受ける権利（労働者災害補償保険法 12 条の 5 第 2 項）

## ③ 特定の災害補償等を受ける権利

例：自賠責保険の被害者の保険金請求権及び自動車保有者の保険金仮渡請求権、自動車保有者不明時の損害填補請求権（自動車損害賠償保障法 18、74）、刑事補償金（刑事補償法 22）、犯罪被害者等給付金（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 17）、公害健康被害補償給付（公害健康被害の補償等に関する法律 16）、原子力事業者がかけていた責任保険契約の保険金について原子力事故の被害者が受け取る権利（被害者が差し押さえる場合を除きます）（原子力損害の賠償に関する法律 9 条 3 項）

## ④ 一定の共済金または保険金を受ける権利

例：損害保険金（保険法 22 条 3 項）

これ以外にも「差押禁止財産の範囲及び差押えの登記又は登録を嘱託する場合の関係機関について」（昭和 58 年 7 月 13 日付国税庁長官通達徴徴 4-2（例規））別表 1 に記載されています。

## カ 差押禁止額を超える差押えについて

給与等、賞与、退職金については、滞納者の承諾があれば差押禁止額を超えて差し押さえできます（徴収法 76 条 5 項）。その承諾は書面で行います（徴収法基本通達 76-15）ので、払うつもりがないのにサインさせられることのないように注意してください。

## キ 給料が銀行振込みされた場合の金銭の差押えについて

給料等に基き既に受け取った金銭は、1 ヶ月の給料の差押禁止額から次の給料日までの日数を日割した金額を限度として差押えが禁止されます（徴収法 76 条 2 項）。通達は、給料が銀行振込みの場合、徴収法 76 条 2 項は適用されないとしますが、差押えにより生活の維持を困難にするおそれがある金額については、差押猶予や、差押えの解除ができるとしています（徴収法基本通達 76-11）。

## ク 差押え禁止債権が振り込まれる預金口座を差し押さえることができるか？（赤い本 43 頁以下）

これまで、最高裁平成 10 年 2 月 10 日判決があるので、差押禁止債権も預金口座に振り込まれば自由に差押えができると考え方をとる役所もありました。しかし、差押禁止債権の制度趣旨が完全に無視されてしまう点でこの考え方は大いに問題がありました。

預金口座に振込まれた差押禁止債権であっても差押えが違法となることを認めた広島高裁松江支部平成25年11月27日判決が出ましたので、今後は、役所が差押禁止債権が振り込まれたと知りつつ預金口座の差押えを強行した場合は不法行為が成立する余地があることに注意すべきです。

**(7) 最高裁平成10年2月10日判決（金融法務事情1535号64頁）**

**事案：**AのY信用金庫からの借入につき連帯保証人となっていた原告Xが、平成5年2月から3月にかけてXがY信金に有する普通預金口座に国民・厚生年金42万余と労災保険金167万余が振り込まれた。けがで仕事が続けられなくなったXは同年4月1日にY信金に対して支払停止を告げたところ、Y信金は期限の利益を喪失したとして同月2日にAとXに対して一括弁済を催告し、Y信金は同月9日に保証債務残高18万円余りとXがY信金に預けていた普通預金（残高36万円余り）を対当額で相殺した。

なお、Xの口座には年金や労災保険金以外にも他の金融機関からの入金や生命保険会社からの入金、Xによる出し入れ、保険料の支払などにも利用されていた。

**最高裁の判示：**原審の適法に確定した事実関係の下においては、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。

**原審（札幌高等裁判所平成9年5月25日判決、金融法務事情1535号67頁）の判示：**年金等のように差押ができない旨定められている給付については、それらが受給者の預金口座に振り込まれた場合においても、受給者の生活保持の見地から右差押禁止の趣旨は十分に尊重されてしかるべきではある。しかし、国民年金及び労災補償保険金の受給権が差押等を禁止されているとしても、その給付金が受給者の預金口座に振り込まれると、それは受給者の預金債権に転化し、受給者の一般財産になるから、この預金債権は原則として差押等禁止債権としての属性を承継しない。

従って、これを受働債権とする相殺は禁止されない。

**(4) 広島高裁松江支部平成25年11月27日判決（ジュリスト1485号131頁）**

**事案：**鳥取県が、原告Xが滞納している自動車税、個人事業税を回収するために、XのA銀行預金口座に児童手当13万円が振り込まれた当日に、同口座を差し押さえて預金全額13万0073円を回収し、上記各税に配当した。Xは差押え、配当処分の無効を理由とする処分の取消し、ならびに、被告鳥取県に対して、回収した金額の返還と慰謝料の支払を求めた。

**判示：α) 差押処分の取消請求が認められるか**

被差押債権の取立てにより債権差押処分の効果がなくなった後は、差押処分の取消によって回復すべき法律上の利益がないと判断して、差押処分の取消請求は却下した。その上で、判決は、差押処分が違法であることで滞納者が受けた損害は、差押処分の取消等ではなく、不法行為に基づく損害賠償請求あるいは不当利得返還請求の方法、つまりいきなり民事訴訟を起こして損害回復を図ればよいとした。

**β) 差押禁止債権が預金口座に振り込まれた場合でも差押禁止となるか**

判決は、最判平成10年2月10日の先例性を認め、差押等禁止債権に係る金員が預金口座に振り込まれると、原則差押等禁止債権の属性を承継しないと判断した。

しかし、本件では、県税局が差押処分時に預金口座に児童手当が振り込まれることを認識していたこと、被差押債権の大部分が児童手当の振込により形成されたことから、差押時点では預金債権のうちの児童手当相当額はいまだ児童手当の属性を失っていないとして、差押禁止債権の性質の承継を認めた。そして差押は児童手当法15条の趣旨に反するとして違法と判示し、児童手当相当額の返還を認めた。

今後、資産がない人について差押禁止債権が預金口座に振り込まれた直後に口座を差し押える行為は原則違法となると考えられ、これまでの行政の運用に強い警鐘を鳴らすものといえる。

#### γ) 違法な差押について国家賠償が認められるか

判決は、上記最高裁判決があるから「事件当時においては」差押禁止債権が預金口座に振り込まれた直後に差押えすることも許されると考えることに相当な合理性があったとして国家賠償や不当利得返還請求の悪意利息の請求は認めなかった。

しかしながら、この高裁判決が確定したことで、今後差押禁止債権の属性が承継されるケースで今回と同様の差押えが行われた場合は、役所はこの判決があることを知りながら差押えしたと評価されて、悪意利息の請求が認められたり、国家賠償請求において故意・過失が認められる余地は十分あると考えられる。

#### (4) 差押え財産の選択

差押えの対象財産の選択は徴収職員の裁量で決められますが、徴収法基本通達47-17は、選択の際には以下に掲げる事項に十分留意して選択するよう定めています。

- ①第三者の権利を害することが少ない財産であること（徴収法49条参照）。
- ②滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産であること。
- ③換価が容易な財産であること。
- ④保管又は引揚げに便利な財産であること。

#### (5) 生命保険契約の解約返戻金請求権の取立て

生命保険を差し押さえた（正確には生命保険契約の解約返戻金請求権を差し押さえた）場合には、役所は、その取立権に基づき保険を解約することができます。生命保険は役所から解約通知が保険会社に到達した日から1ヶ月で解約になります（保険法60条・同法89条）。

ただし、解約するに当たっては、解約によって滞納租税を回収する役所の利益と保険契約者及び保険金受取人の不利益（保険金請求権や特約に基づく入院給付金請求権等の喪失）とを比較して考える必要があります。次のような場合には、解約することで役所の利益よりも契約者の不利益の方が著しいことにならないか、役所は慎重に判断するものとされています（徴収法基本通達67-6）。

- (1) 近々保険事故の発生により多額の保険金請求権が発生することが予測される場合

- (2) 被保険者が現実に特約に基づき入院給付金の給付を受けており、当該金員が療養生活費に充てられている場合
- (3) 老齢又は既病歴を有する等の理由により、他の生命保険契約に新規に加入することが困難である場合
- (4) 差押えに係る滞納税額と比較して解約返戻金の額が著しく少額である場合

#### **(6) 超過差押の禁止(徴収法 48 条 1 項)**

税金を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押えることができません。

もっとも、差押財産が物の形状から分割できない物や、分割することでその物の価値が大きく下がる物など不可分物といえる場合は、その財産の価額が滞納額を超えるときであっても、超過差押えには当たりません(徴収法基本通達 48-3)

#### **(7) 無益な差押えの禁止(徴収法 48 条 2 項)**

差押時における差押対象財産の処分予定価額が、滞納処分費用と滞納国保料より優先して回収される税金等の金額の合計額を超える見込みがなければ、滞納国保料の回収に役立ちませんので、差押えはできません(徴収法 48 条 2 項)。

もっとも、処分予定価額が滞納処分費用及び滞納国保料より優先して回収される税金等の金額の合計額を超える見込みのないことが一見して明らかでない限り、直ちに差押えが違法となるわけではありません(徴収法基本通達 48-5)。

## **6 納税緩和制度**

### **(1) 納期限の延長(通則法 11 条、地税法 20 条の 5 の 2)**

災害その他やむを得ない理由により、租税等を期限内に納められない場合は、国税は災害等が止んだ時から 2 カ月以内、地方税は条例の定める期間、納付期限が延長されます。

#### **ア 「災害その他やむを得ない理由」とは?**

自然現象の異変による災害や火災やガス爆発といった人為による異常な災害、申告等をする者の重傷病その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実といった、申告、申請、請求、届出、その他書類の提出、納付または徴収に関する行為ができないことをいい、災害その他やむを得ない理由のために資金不足を生じて、その結果として納付ができない場合は含みません(通則法基本通達 11-1)。

#### **イ 効果**

納期限が延長されると、延滞税が免除されます(通則法 63 条 2 項、地税法 20 条の 9 の 5 第 1 項)。

### **(2) 災害により損失を受けた場合の納税の猶予(通則法 46 条 1 項、地方税にはなし)**

#### **ア 要件**

- ① 災害により損失を受けたこと
- ② 通則法 46 条 1 項各号、通則令 14 条所定の国税について行うこと
- ③ 災害の止んだ日から 2 カ月以内に申請したこと

#### イ 猶予の期間

- ・ 財産の損失の程度に応じた期間（納期限から 1 年以内）
- ・ 延長の規定なし。

#### ウ 猶予の効果

- ・ 猶予期間中新たに督促、滞納処分ができない（通則法 48 条 1 項）。
- ・ 既になされた差押えの解除（同条 2 項）。
- ・ 時効の不進行（同 73 条 4 項）。
- ・ 延滞税は原則全額免除（同 63 条 1 項）

### (3) 災害・廃業等により納付困難な場合の納税猶予（地税法 15 条 1 項、通則法 46 条 2 項）

#### ア 要件

- ① 以下の要件のいずれかに該当すること
  - ・ 財産につき、災害(通則法基本通達 46-1 参照)を受けたり、盗難にあった。
  - ・ 納税者や生計を一にする親族が病気になったり、負傷した。
  - ・ 法令の規定又は業績の著しい悪化等のやむを得ない理由により、事業の全部又は一部を廃止又は休止した（通則法基本通達 46-11）。
  - ・ 納税者とその事業につき著しい損失を受けた(通則法基本通達 46-11-2)。
  - ・ 上記に類する事実があった（通則法基本通達 46-12 参照）。
- ② ①の事実のために、租税を一時に納付できないこと
- ③ 納税者が猶予を申請したこと

#### イ 猶予の期間

- ・ 納付能力に応じた期間（猶予の始期から 1 年以内）（通則法 46 条 2 項、地税法 15 条 1 項）。
- ・ 延長は最長 2 年以内（通則法 46 条 7 項、地税法 15 条 3 項）。

#### ウ 猶予の金額

- ・ 納付できない金額が限度（通則法 46 条 2 項、地税法 15 条 1 項）。
- ・ 分割納付できる（通則法 46 条 4 項、地税法 15 条 1 項）。

#### エ 猶予の効果

- ・ 猶予期間中新たな督促、滞納処分不可（通則法 48 条 1 項、地税法 15 条の 2 第 1 項）。
- ・ 既になされた差押えの解除（通則法 48 条 2 項、地税法 15 条の 2 第 2 項）。
- ・ 時効の不進行（通則法 73 条 4 項、地税法 18 条の 2 第 4 項）。

- ・ 延滞税は要件①の事実により、全額免除と半額免除に区別（通則法 63 条 1 項、地税法 15 条の 9 第 1 項）。非免除部分について裁量免除可能（通則法 63 条 3 項、地税法 15 条の 9 第 2 項）

#### オ 担保の提供について

- ・ 国税の場合は原則担保が必要。ただし以下の場合は担保不要（通則法 46 条 5 項）
  - ① 猶予金額が 100 万円以下、または猶予期間が 3 カ月以内の場合（同項但書前段）。
  - ② 通則法 50 条記載の財産がなく、かつ保証人となる適当な者がいない場合。
  - ③ 財産はあるがその財産の見積価額が猶予に係る国税及びこれに先立つ抵当権等により担保される債権その他の債権の合計額を超える見込みがない場合。
  - ④ 担保を取ることで、事業の継続または生活の維持に著しい支障を与えると認められる場合（以上同項但書後段、通則法基本通達 46-14）。
- ・ 地方税の場合も原則担保が必要。ただし、金額、期間を勘案して担保を徴する必要がない場合として条例で定めた場合は担保不要（地税法 16 条 1 項）・

#### (4) 天災・貧困等を理由とする国保料減免(地税法 717 条・国保法 77 条)

国保料（税）については、地税法 717 条で、天災その他特別の事情がある場合において国保料の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、市町村の条例より、国保料の減免ができると定めています。

減免の要件や内容は各市町村によって異なるが、大阪では府下全自治体で条例による減免制度が定められています。

#### (5) 国保料の法定軽減（7 割・5 割・2 割）、3 割軽減

世帯全員の所得の合計が基準額以下の世帯について、医療分・後期高齢者支援金分・介護分保険料の平等割、均等割を軽減します。

世帯全員の所得が判明していれば、7 割、5 割、2 割軽減については、国保料決定時に自動的に適用されます。

なお、大阪市では、2 割軽減が適用されている世帯のうち、3 割軽減基準額以下の世帯については、国保料決定後に残りの 1 割部分を申請により軽減できる制度があります。

#### (6) 滞納処分の停止(地税法 15 条の 7、徴収法 153)

##### ア 意義

一定の要件に該当する場合に、滞納処分による強制徴収の手続を停止するものです。原則滞納している税金すべてに対して行われます(徴収法基本通達 153-8)。

税務署長等の職権によりますので、滞納者は、停止しないことを理由に不服申立てや裁判は起こせません(徴収法基本通達 153-5)。逆に税務署長等は滞納者の申請が無くても停止できます。

##### イ 要件

以下のいずれかの事実がある場合

- ① 滞納処分をすることができる財産がないとき
- ② 生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき
- ③ 納税者の所在及び滞納処分を実行すべき財産がともに不明の場合

#### ウ 要件の具体的説明

(ア) ①「滞納処分をすることができる財産がないとき」とは

(a)差押えの対象となった、またはなりうる財産の価値が、滞納処分費用と滞納租税に優先する債権の合計額を超える見込みがない場合、つまり、滞納処分をしても滞納租税の回収につながらない場合、または、(b)差し押さえられる財産はすべて差し押さええて換価したが、なお回収できない滞納租税が残った場合をいいます（徴収法基本通達153-2）。

(イ) ②「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは

滞納者の財産につき滞納処分を執行することにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態（最低生活費相当額 {10万+4.5万×（家族人数－1（世帯主））} で営まれる生活の程度）になるおそれのある場合をいいます（徴収法基本通達153-3）。

そのため、現に生活保護を受けている人はもちろん、滞納処分によって生活保護に追いやられる境界層の人もこの要件に該当します。

#### エ 効果

- ① 滞納処分が禁止され、差押が解除されます（徴収法 153 条 3 項）。
- ② 滞納処分の執行停止が 3 年間継続したときはその租税債務は消滅します（同条 4 項）。延滞税も消滅します（徴収法基本通達 153-13）。消滅した場合は滞納者に通知がなされることになっています（徴収法基本通達 153-17）
- ③ 延滞金が免除されます（通則法 63 条 1 項本文、徴収法基本通達 143-14）。

オ 滞納処分の停止中に滞納者は自分から進んで滞納租税を納付できるか？

徴収法基本通達153-11は、滞納処分の停止をした場合において、滞納者が自分から進んでその停止されている税金を納付したときには、滞納している税金に充てて差し支えないとしています。

しかし、この通達を根拠に、役所が生活保護受給者に対して受給前の滞納税金を納めるように迫ることは許されません。強引な説得には抗議して止めさせましょう。

#### (6) 換価の猶予

納税者に一定の事由がある場合に、納税者の財産の換価を猶予するものです。

これまで、換価の猶予には税務署長等の職権によるものしかありませんでした。しかし、平成 27 年改正により申請による換価の猶予が認められました。

ア 職権による換価の猶予（地税法 15 条の 5、徴収法 151 条）

(ア) 要件

- ① 滞納者が、納税について誠実な意思を有すると認められること

② 徴収の猶予または申請による換価の猶予を受けている場合ではないこと

③ いずれかの要件を満たすこと

- ・ その財産を直ちに換価することにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき
- ・ 財産の換価を猶予する方が直ちに換価するより滞納に係る地方団体の徴収金及び近い将来において納付すべき地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき

**(イ) 「納税について誠実な意思を有すると認められる」の意義**

滞納者が、現在においてその滞納に係る租税を優先的に納付する意思を有していることをいう。

その意思の有無は、従来において期限内に納付していたこと、過去に納税の猶予又は換価の猶予等を受けた場合において確実に分割納付を履行していたこと、滞納租税の早期完納に向けた経費の節約、借入の返済額の減額、資金調達等の努力が適切になされていることなどの事情を考慮して判定する。

過去のほ脱の行為又は滞納の事実のみで誠実な意思の有無を判定するのではなく、現在における滞納国税の早期完納に向けた取組も併せて考慮する。(いずれも徴収法基本通達151-2)。

**(ウ) 「滞納者の事業の継続を困難にするおそれがあるとき」とは**

事業の不要不急の資産を処分する等事業経営の合理化を行った後においても、なお差押財産を換価するとその滞納者の事業の継続を困難にするおそれがあると認められる場合をいいます(徴収法基本通達151-3)。

**(エ) 「生活の維持を困難にするおそれがあるとき」とは**

差押財産を換価することにより、滞納者の必要最低限の生活費程度の収入が期待できなくなる場合をいいます(徴収法基本通達151-4)。

**(オ) 「滞納に係る地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき」とは**

(1) 滞納者の財産のうち滞納処分ができるすべての財産につき滞納処分を執行したとしても、滞納額を全額徴収できない場合であって、換価処分を執行しないこととした場合には、その猶予期間内に新たな滞納を生ずることなく、その猶予すべき租税の全額を徴収することができるものと認められるとき。

(2) 換価すべき財産の性質、形状、用途、所在等の関係で換価できるまでには相当の期間を要すると認められる場合で、換価処分を執行しないことが、その猶予すべき租税及びその猶予すべき期間内において納付すべきこととなる租税の徴収上有利であると認められるとき。

(3) 滞納租税につき直ちに徴収できる場合等であっても、最近において納付すべきこととなる租税と既に滞納となっている租税との総額については、換価処分を執行しないことが徴収上有利であると認められるとき。

のいずれかに該当する場合をいいます(徴収法基本通達151-5)。

**イ 申請による換価の猶予(地税法 15 条の 6、徴収法 151 条の 2)**

(7) 要件

- ① 納付すべき租税を一時に納付することにより、その事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 滞納者が租税の納付または納入について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 納付すべき租税について納税の猶予の適用を受けている場合でないこと(徴収法基本通達 151 の 2-10)
- ④ 原則として、換価の猶予の申請にかかる租税以外の租税に滞納がないこと(徴収法 151 条の 2 第 2 項、地税法 15 条の 6 第 2 項)、
- ⑤ 地方税の場合はその他条例で定めた場合に該当しないこと(地税法 15 条の 6 第 2 項)。

(イ) 「事業の継続を困難にするおそれがある」(徴収法 151 条の 2 第 1 項、地税法 15 条の 6 第 1 項)とは?

事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお租税を一時に納付することにより、事業を休止し、又は廃止させるなど、その滞納者の事業の継続を困難にするおそれがある場合をいう(徴収法基本通達 151 の 2-3)。

(ウ) 「生活の維持を困難にするおそれがある」(徴収法 151 条の 2 第 1 項、地税法 15 条の 6 第 1 項)とは?

租税を一時に納付することにより、滞納者の必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいう(徴収法基本通達 151 の 2-4)。

(エ) 「納税について誠実な意思を有する」(徴収法 151 条の 2 第 1 項、地税法 15 条の 6 第 1 項)とは?

職権による換価の猶予と同じ(徴収法基本通達 151 の 2-2、同 151-2)。

(オ) 換価の猶予の申請にかかる租税以外の租税の滞納がないこと(徴収法 151 条の 2 第 2 項、地税法 15 条の 6 第 2 項)

換価の猶予の申請に係る租税以外の租税であって、納期限までに納付されていないものをいう。ただし、納税の猶予又は換価の猶予の申請中の租税、ならびに、現に納税の猶予又は換価の猶予を受けている租税は除く(徴収法基本通達 151 の 2-9)。

(カ) 申請書の提出期間

地方税の場合は納期限から条例で定められた期間の経過前、国税の場合は納期限から 6 カ月以内に申請書を地方税の場合は首長に、国税の場合は税務署長に、申請書を提出する必要があります(徴収法 151 条の 2 第 1 項、地税法 15 条の 6 第 1 項)。

申請書の記載事項や添付書類は徴収法 151 条の 2 第 3 項、徴収法施行令 53 条 2 項、地税法 15 条の 6 の 2 第 2 項に記載されています。

(キ) 担保について

原則担保が必要。例外については納税の猶予の記載を参照(徴収法 152 条 3 項・通則法 46 条 5 項、地税法 16 条 1 項)。

#### ウ 効果(徴収法 152 条、地税法 15 の 5 の 3、同 15 の 6 の 3)

差押財産の換価処分が制限されます。また、必要があると認められる場合は、差押を猶予し、既に行っている差押を解除することができます(徴収法 152 条 2 項、地税法 15 の 5 の 3 第 1 項、同 15 の 6 の 3 第 1 項)。

延滞税についても、半額は免除され、残り半額はさらに減免されることがあります(通則法 63 条 1 項、同条 3 項)

#### エ 換価の猶予の期間

換価の猶予をする期間は、1 年を限度として、滞納者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当な金額で分割して納付した場合において、その猶予した租税を完納することができる最短期間とする(徴収法基本通達 151-5-2、同 151 の 2-7)。ただし、猶予期間内に納付できないことがやむを得ない場合、すなわち、納税者の責任とはいえない場合はすでに猶予した期間と併せて 2 年間までは猶予期間の延長ができます(徴収法 152 条 1 項・通則法 46 条 7 項)。

#### オ 換価の猶予が認められる金額

猶予が認められる金額は、納付を困難とする金額として、次の(1)の額から(2)の額を控除した残額を限度とする(徴収法 152 条 1 項、徴収法施行令 53 条 3 項、徴収法基本通達 152-1)。

(1) 納付すべき租税の額

(2) 滞納者の納付能力を判定した日(調査日)において滞納者が有する現金、預貯金その他の換価の容易な財産の価額に相当する金額から、それぞれ次に定める額(徴収法基本通達 152-3 及び同 152-4 に従って計算し、当該金額が 0 円に満たない場合には 0 円とする。)を控除した残額

イ 滞納者が法人の場合には、その事業の継続のために当面必要な運転資金の額

ロ 滞納者が個人の場合には、次に掲げる額の合計額

(イ) 滞納者及び滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活の維持のために通常必要とされる費用に相当する金額(滞納者が負担すべきものに限る。)

(ロ) 滞納者の事業の継続のために当面必要な運転資金の額

#### カ 分納について

猶予された金額は、猶予期間中に毎月分割払いをする。この場合、滞納者の財産の状況その他の事情からみて、毎月の納付金額が、合理的かつ妥当なもの(滞納者の財産の状況その他の事情からみて、滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にすることなく猶予期間内の各月において納付することができる金額であって、かつ、その猶予に係る租税を最短の期間で完納することができる金額)となるようにしなければならない。(徴収法 152 条 1 項・通則法 46 条 4 項、徴収法基本通達 152-7)。

## 7 消滅時効

### (1) 消滅時効期間

#### ア 国保料

国保料債権は2年で消滅時効にかかります(国保法110条1項)。時効の起算点(消滅時効のカウントダウンを始めるスタート地点)については、特に規定がありませんので、納付書記載の納期限日の翌日からとなります。

#### イ 税(国保税含む)

法定納期限(納付書記載の納期限日)の翌日から数えて5年で消滅時効にかかります(地税法18条1項柱書)。

#### ウ 延滞金

裁判例によれば、延滞金は、遅延利息の実質があり、滞納日数に応じて日々発生し、発生した次の日から請求できるので、消滅時効の起算日は発生日の翌日と考えられています(大阪高裁昭和45年4月17日判決、判タ252号276頁)。

しかし、この考え方によると国保料等が時効消滅しても、国保料なら直近2年、国保税に至っては直近5年の延滞金は時効にかかっておらず、時効消滅した国保料等の延滞金のみが請求可能になるという奇妙な結論になります。

時効の効果は起算日に遡ります(民法144条)。つまり、消滅時効にかかった国保料等は初めから存在しなかったものとみなされるのです。それならば、元の国保料等が存在しない以上、延滞金も起算日に遡って発生しなかったというべきであり、延滞金は支払う必要がないというべきでしょう。

### (2) 時効の効力

#### ア 一般の場合

民法では、時効の効果を受けた人は、相手方にその旨の意思表示(援用)をしなくてはなりません(民法145条)。

また、時効が完成しても、あえて払いたい人は時効の利益を放棄して支払うことができます。

#### イ 税の場合

国保料等が消滅時効にかかった場合は、消滅時効の援用は必要なく、市町村は自動的に請求できなくなります(税は地税法18条2項、国保料は国保法79条の2・地自法236条2項)。そのため、もし時効消滅後に間違って支払った場合、市町村は支払われた国保料等を過誤納金として返さなくてはなりません。

### (3) 時効の中断

時効の中断とは、時効のカウントダウンが振出しに戻ることをいいます。翌日から再度カウントダウンが始まります。なお、本税の時効が中断した場合、その効果は延滞金にも及びます(地税法 18 条の 2 第 5 項)

#### ア 中断事由一般について

時効の中断については国保法や租税法に特別規定があるものを除き、民法の規定が準用されます(地税法 18 条 3 項、国保料は国保法 79 条の 2・地自法 236 条 3 項)。民法では 147 条に時効の中断事由が定められています。

#### イ 承認

民法 147 条で一番問題になるのは承認です(同条 3 号)。

承認とは、払わなければいけない税金の存在を認識して、その認識を表明したと認めるに足りる行為はすべて承認に当たります。ですので、納税の猶予の申請や国保料等の一部納付は承認に当たります(通則法基本通達 73-3, 73-4 参照)。また、黙示の承認でも時効が中断します。

#### ウ 徴収(納付)通知・督促

民法に規定のない時効中断理由として、徴収の通知や督促があります。つまり、督促状が届けば、それだけで時効のカウントダウンが振出しに戻ります(地税法 18 条の 2 第 1 項柱書、国保料は国保法 110 条 2 項)。

カウントダウンが始まるのは、納付書の期限が到来したとき(地税法 18 条の 2 第 1 項 1 号)と、督促状が届いた日から数えて 10 日経過した日からである(同項 2 号)。

#### (4) 時効の停止

時効の停止も、時効の中断と同様に時効のカウントダウンは止まりますが、中断とは異なりカウントダウンは振出しに戻らず、停止事由がなくなれば残りの時間につきカウントダウンが再開します。民法では、相続財産に関する 160 条、天変地異に関する 161 条があります。

また、徴収の猶予中や差押財産の換価の猶予中は、その猶予期間中は時効が停止します(地税法 18 条の 2 第 4 項)。

### 8 徴収担当者の指導と信義則

#### (1) 問題点

納税者間の公平を図ることと、職員の指示を信頼した特定の納付者の保護を図ることを天秤にかけることになる。

#### (2) 最高裁判決(最高裁昭和62年10月30日判決、判タ657-66)における、租税法における信義誠実の原則の法理の適用要件

事案：Aは酒販店経営。昭和29年分から昭和45年分まで青色申告。Aの死亡後事業を引き継いだ息子Xは、昭和46年分から、自ら青色申告の承認申請することなく、自分の所得としてX名義の青色申告書で確定申告。毎年課税当局からは青色申告用紙の送付がなされ、かつ、

毎年受理されていた。昭和52年に、Y税務署が、昭和48年分と、49年分についてXが青色申告の承認を得ていないことを理由に白色申告として更正処分をしたので、Xが処分の取消しを求めた。

判決： 租税法規に適合する課税処分に係る信義誠実の原則の法理による違法を考え得るのは、納税者間の平等公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れさせ、納税者の信頼を保護しなければ、正義に反するといえるような特別の事情が存することが必要であるとした上で、少なくとも

- ① 税務官庁が納税者に対し、信頼の対象となる公的見解を表示したこと
- ② 納税者がその表示を信頼し、その信頼に基づいて行動したこと
- ③ 後にその表示に反する課税処分が行われたこと
- ④ そのために納税者が経済的不利益を受けたこと
- ⑤ 納税者が税務官庁の右表示を信頼し、その信頼に基づいて行動したことにつき、納税者の責めに帰すべき事由がないこと

といった考慮が不可欠である。

本件は、税務署長の承認を受けていないときは、青色申告書を提出しても青色申告の効力を認める余地はない。上記要件に照らしても、本件更正処分がY税務署が、Xに与えた公的見解の表示に反する処分であるとはいえない、として、信義誠実の原則の法理の適用を考える余地はないとした。

担当者とのやりとりはほとんどが口頭でしょうから、できるだけやりとりの経緯をその都度残しておくように心がけましょう。

## 9 審査請求

滞納処分の各決定について不服がある場合は、審査請求ができます。

審査請求をすれば決定もしくは裁決が出るまでの間は、原則として差押え財産の換価ができないとされています(地税法19の7、通則法105条1項)。

平成28年4月から新しい行政不服審査制度が始まりますので、以下はそれに従って記述します。

### (1) 地方税の場合

#### ア 申立先

税の場合は、都道府県税については知事に、市町村税については市町村長に対して審査請求を行います(地税法19条1項・行審法4条1号、なお、今後行審法が出てくる時の地税法19条1項は省略します)。

#### イ 不服申立期間

その処分があったことを知った日の翌日から数えて3カ月以内にする必要があります（行審法18条1項）。審査請求は、原則処分があった日の翌日から数えて1年以内に行なければいけません（同条2項）。

ただし、滞納処分に関し欠陥があることを理由とする審査請求については、審査請求の期限内であっても、次に掲げる日または期限後は申立てできないとされている（地方税19条の4）ので注意が必要です。

- ① 督促 差押えに係る通知を受けた日の翌日から起算して3カ月を経過した日
- ② 不動産等についての差押え その公売期日等
- ③ 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限
- ④ 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

#### ウ 審査請求手続

##### (ア) 法改正による主な変更点

- ① 審理員制度が導入され、原処分に関わった人が審査請求に関わる余地がなくなりました（行審法9条2項1号）。
- ② 行政不服審査会制度が導入され、裁決が出るまでに1度は第三者（行政関係者以外）による審理が確保されることになり手続の公平性が向上しました。
- ③ これまで認められていなかった口頭意見陳述の際の処分庁に対する質問権、処分庁から提出された証拠の写しの交付（謄写）、証拠調べの拡大（関係者への事情聴取や検証）が図られ、国民の救済手段としての審査請求の役割が高まりました。

##### (イ) 具体的な手続の流れ

- ① 法定された事項を記載した審査請求書を担当窓口へ提出する（行審法19条）。
- ② 形式的な不備は担当官から修正が求められる（補正命令、同23条）。不適法な審査請求でなければ審理手続が始まる。
- ③ 審査庁にて審理を担当する職員（審理員）が指名され、審査請求人に通知される（同9条）。
- ④ 処分庁から弁明書が提出され（同29条）。審査請求人に送付される（同条5項）。
- ⑤ 審査請求人は弁明書に対して反論書を提出することができる（同30条）。
- ⑥ 審査請求人または参加人の申立てがあったときは、口頭意見陳述の機会が設けられる（同31条）。口頭意見陳述には、処分庁担当者も出頭する（同条2項）。口頭意見陳述に際しては、申立人が、審理員の許可を得た上で審査請求に係る事件に関し、処分庁に対して質問をすることができる（同条5項）。
- ⑦ 審査請求人または参加人は、証拠書類または証拠物を提出することができる（同32条1項）。処分庁も、当該処分の理由となった事実を証する書類その他の物件を審査庁へ提出することができる（同32条2項）。審査庁が、提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない（同33条）。

- ⑧ 審理員は、審査請求人もしくは参加人の申立てによりまたは職権で、書類その他の物件の所持人に対し相当の期間を定めて提出を求めたり（同 33 条）、適当と認める者に参考人として事実の陳述を求め、または鑑定を求めたり（同 34 条）、必要な場所につき検証を行うことができる（同 35 条）。
- ⑨ 審査請求人または参加人は、審理員に対し、処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧および写しの交付を求めることができる（同 38 条）。写しの交付は書面により申し出る（行審法施行令 10 条）。なお、手数料の減免規定あり（行審法 38 条 5 項・同施行令 13 条）。
- ⑩ 必要な審理を終えたときは審理手続を終了する（行審法 41 条）。審理手続が終結したとき、審理員は遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書（審理員意見書）を作成し、審査庁に提出する（同 42 条）。他方、審理請求人および処分庁等審理関係者に審理手続の終結と審理員意見書の提出予定時期を通知する（同 41 条 3 項）。
- ⑪ 審査庁が審理員意見書の提出を受けたときは、行審法 43 条 1 項列举事由（例えば審査請求人が諮問を希望しないなど）がある場合を除き、行政不服審査会等に諮問しなければならない（同 43 条）。
- ⑫ 行政不服審査会は必要があると認める場合は、審査請求人、参加人、審査庁（この 3 者をまとめて「審査関係人」という。）に対して主張書面、資料の提出、適当と認める者に事実の陳述を求め、鑑定を求めたりすることその他必要な調査をすることができる（行審法 74 条）。審査関係人は主張書面や資料を提出することができる（同 76 条）。
- ⑬ 審査関係人の申立てにより、口頭意見陳述の機会が与えられる。ただし、審査会が必要ないと認める場合はこの限りでない（同 75 条）。
- ⑭ 提出資料の閲覧および写しの交付を求めることができる（同 78 条）。手数料の減免規定あり（同条 5 項）。
- ⑮ 諮問を受けた機関は審査庁に対して書面にて答申を行う（同 79 条）。答申書は審査請求人及び参加人に交付される。
- ⑯ 審理および行政不服審査会等の答申の結果、審査庁が裁決を行う（同 44 条以下）。

## **(2) 国保料の場合**

### **ア 申立先**

各都道府県にある国民健康保険審査会に申し立てます(国保法 91 条)。

### **イ 不服申立期間**

原則処分があったことを知った日の翌日から数えて 3 カ月以内に文書または口頭で申し立てる必要があります(国保法 99 条本文)。これまでの 60 日から 3 カ月に延長されました。

### **ウ 審査請求手続**

国民健康保険審査会の手続でも、行政不服審査法の改正に沿って、口頭意見陳述の充実、証拠調べの充実、証拠の閲覧・謄写の拡大などが図られることとなります。

### (3) 取消訴訟

審査請求結果にも不服がある場合は、取消訴訟を起こすことができます。審査請求をした後でなければ、裁判を起こすことは原則できません(地税法 19 条の 12、国保法 103 条)。

取消訴訟は、審査請求の決定・裁決があったことを知った日から 6 か月以内に提起しなければなりません(行訴法 14 条 1 項・4 項)。また、決定・裁決の日から数えて 1 年を経過したときは、正当な理由があるときを除いて、取消訴訟を提起することができません(同条 2 項・3 項)。

## 1 1 罰則

### (1) 滞納処分免脱罪

「滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、地方団体の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をした」(以下「滞納処分免脱行為」といいます。)国保料等の支払義務者は、3 年以下の懲役若しくは 250 万円以下の罰金に処せられるだけでなく、場合によっては懲役刑と罰金刑の両方を科されることもあります(地税法 729 条 1 項・同条 706 条 1 項)。

第三者が国保料等の支払義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で滞納処分免脱行為をした人も同じ処分を受けます(同法 729 条 2 項)。

事情を知って滞納処分免脱行為の相手方になった人(例えば、差押直前の財産を買った人)は、2 年以下の懲役、150 万円以下の罰金に処せられるだけでなく、場合によっては懲役刑と罰金刑の両方を科されることもあります(同条 3 項)。

法人の代表者、または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務または財産に関して滞納処分免脱行為をした場合は、その行為者を罰するだけでなく、その法人または人に行為者と同じ条文に基づいて罰金刑を科します(同条 4 項)。

民間では、滞納処分免脱罪と似た犯罪として強制執行妨害罪(刑法第 96 条の 2)が定められています。しかし、強制執行妨害罪は 2 年以下の懲役刑または 50 万円以下の罰金刑のいずれかしか科せられません。法律は税金を免れる行為は、より悪質と考えて、より重く処罰しているといえます。

### (2) 執行を免れる(免れさせる)目的とは?

滞納処分免脱罪は、「滞納処分の執行を免れる目的」で行われることが必要です。

「滞納処分の執行を免れる目的」とは、滞納処分の執行の実益をなくそうとする意図をいいます(徴収法基本通達 187-2)。

滞納処分の執行を免れる目的で行為すれば直ちに犯罪が成立し、滞納処分を執行したかどうか又は滞納処分の対象となった国税の徴収ができたかどうかは、関係ありません(徴収法基本通達 187-3)。

### (3) 処罰される行為（滞納処分免脱行為）とは？

#### ア 財産

滞納処分の対象となりうべき動産、不動産、及び債権をいいます。

#### ア 隠蔽

財産についての仮装売買、仮装贈与、財産の隠匿等によって、徴収職員による財産の発見を困難にさせる行為をいいます（徴収法基本通達 187-4）

#### イ 損壊

財産の構造の一部又は全部について損傷を与え、その性質、形状を変える等その財産の財産的価値を害する行為をいいます（徴収法基本通達 187-5）。

#### ウ 地方団体の不利益に処分

贈与、不当に低額な対価による売買、換価容易な財産と換価困難な財産との交換、賃借権の設定、債務免除その他財産の処分によって国を不利益にさせる一切の行為をいいます（徴収法基本通達 187-6）。

#### エ その財産にかかる負担を偽って増加する行為

虚偽に地上権、賃借権を設定する等その財産の価値の減少を仮装する一切の行為をいいます（徴収法基本通達 187-7）。

#### オ 滞納処分免脱行為の相手方になる

「情を知つて」とは、納税者又はその財産を占有する第三者が、滞納処分の執行を免れ、又は免れさせる目的で徴収法第 187 条第 1 項所定の行為をすることを、納税者又はその財産を占有する第三者の相手方が知っていることをいいます（徴収法基本通達 187-11）。

「納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者」とは、納税者又は納税者の財産を占有する第三者がした隠ぺい、損壊、国に不利益な処分、財産の負担を虚偽に増加させる行為について、それらの行為の相手方となつた者をいいます（徴収法基本通達 187-10）。

「納税者の財産を占有する第三者」とは、正当な権原の有無にかかわらず、納税者の財産を占有している第三者をいいます（徴収法基本通達 187-9）。

以上